

## 栗東市「都市公園等」ネーミングライツ審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 栗東市ネーミングライツ導入ガイドラインに基づき、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者を公平かつ公正に選定するため、栗東市「都市公園等」ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 栗東市(以下、「市」という。)の施設または実施する事業等(以下、「施設等」という。)に、市条例、規則等に定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを取得した法人、個人事業主、その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ(以下、「事業者」という。)をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 ネーミングライツ・パートナーからネーミングライツの対価を得て、施設等の維持管理等に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (4) 優先交渉権者 応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする事業者をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネーミングライツ・パートナーの選定に関する事務
- (2) その他ネーミングライツの実施に必要な事項に関する事務

### (委員)

第4条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 政策推進部長
- (3) 総務部長
- (4) 建設部長
- (5) 環境経済部長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、都市整備部長の職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

5 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員に対する回議をもって会議を開催したものとすることができる。

(1) 導入を検討している対象施設に事業者が提案する場合(以下「提案型」という。)において、市が事前に施設等を特定した提案型募集を実施し、事前相談書の提出に対して、導入可否の検討をするための会議を行うとき。

(2) 次回優先交渉権者の選定において、引き続き同じ事業者が申請している場合で、かつ、愛称、ネーミングライツ料、契約期間等が前回の契約内容と同一であるとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。